

米沢市埋蔵文化財調査報告書 第29集

K-847

大浦

大浦B遺跡発掘調査概報 第1集

平成3年3月

米沢市教育委員会

米沢市埋蔵文化財調査報告書 第29集

大 浦

大浦B遺跡発掘調査概報

第 1 集

平成 3 年 3 月

米沢市教育委員会

序 文

この報告書は、平成元年度の調査で枕列を配した区画内に整然と配置する掘立建物群と漆紙文書が検出されたことで、文化庁、山形県教育庁文化課の指導のもと、国庫補助事業として実施した発掘調査の成果をまとめたものです。

この調査は当初、店舗及び駐車場工事に伴う緊急発掘調査として進めてきましたが、前述通り、貴重な遺構、遺物が発見されたことにより、地権者の遠藤庄四郎氏、施工者の有限会社ロングードの全面的な協力を得て、遺構保存を前提に調査を実施したものです。

今年度は昨年の調査区域の東側と北側を含めた2200㎡を対象に行ったところ、枕列の外側にも建物跡が発見され、かなり広い範囲に建物群が存在することがわかりました。区画された区域内の建物群は奈良時代の中葉から末葉にかけての2時期にわたって存在し、全体的な配置関係からすると官衙施設の中心的な遺構と考えられます。

また、漆紙文書は国立歴史民俗博物館の平川 南教授による鑑定の結果、延暦23年暦（804）の12月18日から28日までの具注暦であることが判明しました。これまでに具注暦が検出された遺跡は全国に12ヶ所ありますが、県内では初めての発見であり、古代の社会制度を解明する上で極めて貴重な資料となるものです。

大浦B遺跡の調査はまだ始まったばかりですが、本遺跡の全容解明に向け尽力する所存ですので、関係各位のなお一層のご理解とご指導をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この調査についてご指導いただきました文化庁の河原主任調査官、並びに、県教育庁文化課、そして多大なるご協力をいただいた地権者の遠藤庄四郎氏、有限会社ロングード、さらに、漆紙文書の解説と本書のために玉稿を賜りました平川教授に対し、深甚なる感謝の意を表します。

平成3年3月30日

米沢市教育委員会

教育長 小口豆

例　　言

I. 本報告書は、遠藤庄四郎氏の店舗造成に伴う第4次調査と置賜郡衙推定地に伴う重要遺跡確認調査第7次調査の両者をまとめた調査概報である。平成2年度の調査は国庫補助事業として実施したものである。

II. 発掘調査は米沢市教育委員会が主体となって、遠藤氏と協議の上第4次調査を平成元年11月6日～同年12月15日、第7次調査として平成2年4月12日～同年4月20日、同年7月18日～7月23日、同年9月4日～10月31日（延べ72日間）の期間で実施したものである。

III. 調査体制は下記の通りである。

○第4次調査

調査総括 二宮幸雄
調査担当 手塚 孝
調査主任 菊地政信
調査副主任 金子正廣
調査員 原 三郎, 小林理香
作業員 藤守伊知郎, 中島国雄
佐藤由美子、勝見文男
堤 吉郎

○第7次調査

調査総括 小関 薫
調査担当 手塚 孝
調査主任 菊地政信
調査副主任 赤木博幸, 山田 隆
調査員 原 三郎, 石渡 肇
作業員 遠藤昭一, 皆川清助, 遠藤忠一,
田巻修一, 松本三郎, 五十嵐 拓,
伊藤竜也, 佐藤祐史, 水野 哲,
中島国雄, 柴崎 造, 出口孝蔵,
遠藤とみの, 小関とき子, 赤木みや
情野敬子, 金子伸子, 中村雄大,

事務局 梅津幸保, 小林伸一, 山田 隆 事務局 木村琢美, 小林伸一, 船山弘行,
調査指導 加藤 稔, 川崎利夫, 平川 南, 文化庁, 山形県教育文化課, 山形県立博物館
調査協力 遠藤庄四郎, 有限会社ロンダード

IV. 掲図の縮尺は各図面にスケールで示した。

V. 本書は菊地政信が担当し、全体的に手塚 孝が総括した。編集は山田 隆、責任校正は小林伸一がその責務にあたった。

(敬称略)

本文目次

(表紙題字は米沢市教育委員会教育長 小口 亘による)

序文
例言
目次

1 遺跡の概要	1
2 調査の経過	1
3 検出された遺構	4
遺構の概要	4
I期の遺構	4
II期の遺構	4
III期の遺構	10
IV期の遺構	13
V期の遺構	16
4 検出された遺物	18
5 まとめ	22

挿図目次

第1図 大浦遺跡群発掘調査位置図	2
第2図 大浦遺跡群遺構全体図	5・6
第3図 大浦B遺跡I期遺構全体図	7
第4図 大浦B遺跡II期遺構全体図	9
第5図 大浦B遺跡III期遺構全体図	11
第6図 大浦B遺跡IV期遺構全体図	14
第7図 大浦B遺跡V期遺構全体図	17
第8図 大浦B遺跡出土の遺物(1)	19
第9図 大浦B遺跡出土の遺物(2)	21

図版目次

- 卷頭図版 大浦B遺跡全景
第一図版 大浦B遺跡の発掘(1)

第二図版	大浦B遺跡の発掘(2)
第三図版	大浦B遺跡の発掘(3)
第四図版	大浦B遺跡の発掘(4)
第五図版	大浦B遺跡の発掘(5)
第六図版	大浦B遺跡の発掘(6)
第七図版	大浦B遺跡の発掘(7)
第八図版	大浦B遺跡の発掘(8)
第九図版	大浦B遺跡の発掘(9)
第十図版	大浦B遺跡の発掘(10)

附 章

米沢市大浦B遺跡出土の漆紙文書について	1
大宝 元年 辛丑 儀鳳曆	10
天応 元年 辛酉 大衍曆	11
延暦 23年 甲申 大衍曆	12
元慶 8年 甲辰 宣明曆	13
大宝 2年 壬寅 儀鳳曆	14
延暦 23年 甲申 大衍曆	15
神亀 2年 乙丑 儀鳳曆	16
天長 5年 戊申 大衍曆	17
第一図版	
第二図版	
第三図版	
第四図版	
第五図版	
第六図版	
第七図版	
第八図版	
第九図版	
第十図版	



1 遺跡の概要

本遺跡が存在する大浦遺跡群は松川（最上川）と羽黒川、それに堀立川が合流する地域の北西部に位置する。標高は234m～236mの発達した自然堤防上で低地との比高差は約5mある。低地は主に水田に利用されている。地形的には元の河原跡である。自然堤防上は宅地や畠・道路に利用され、遺跡南部を東西に県道、米沢・浅川・高畠線が走り国道13号線と交差することから交通量が多い。

この地域には第1図で示す様に大浦A～Dの遺跡が確認されている。西から大浦A遺跡、中央の大浦B遺跡、東に大浦C遺跡、さらに西から東に流れる小河川を挟んで北に大浦D遺跡の4遺跡で構成している。これらの遺跡群はこれまでの分布調査や発掘調査によって縄文、奈良、平安、中世、近世の5時期が集結する約20万坪に及ぶ大複合遺跡であることが判明している。

大浦遺跡が最初に注目されたのは昭和59年（1984）の大浦C遺跡における第1次の発掘調査によるもので、調査の結果、東方で南方に直角に曲がる形態を有した東西に延びる溝状遺構が検出されている。なお発掘箇所についても第1図を参照願いたい。

この溝状遺構は奈良時代のもので覆土より、木簡や布目瓦が検出されたことによって大浦遺跡群が注目されるに至った。その後、昭和60年（1985）に第2調査として大浦A遺跡が発掘調査された。第2次調査からは奈良時代の道路跡や井戸跡、平安期の建物跡等が検出された。第1次2次に亘る調査結果から、大浦周辺に官衙的な施設が存在する可能性が高まってきた。

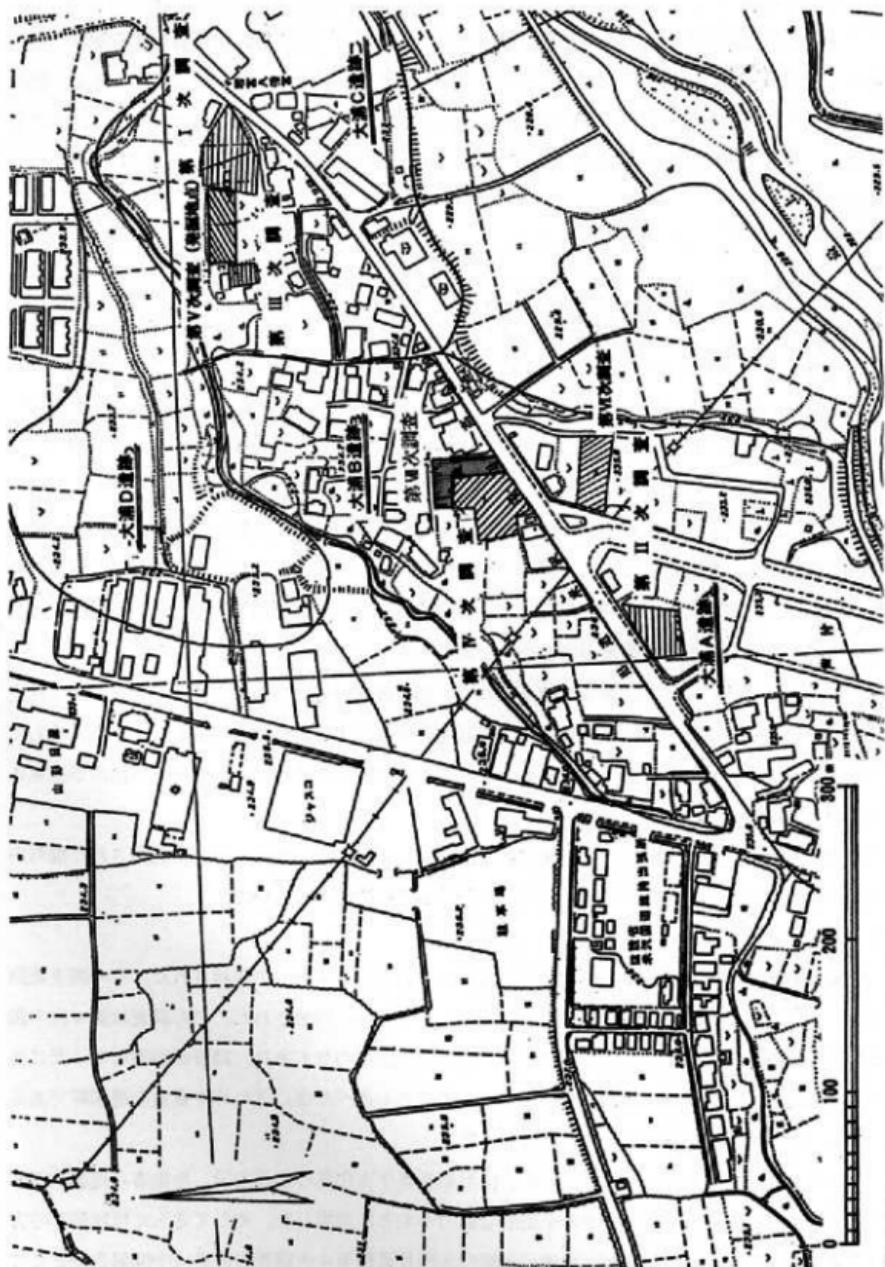
平成元年（1989）に入り、第3次調査として大浦C遺跡の発掘を行い中世から近世に亘る柱穴群を多数確認している。大浦C遺跡は中世、近世を中心とする遺跡であることが判った。そして同じ平成元年の第4次調査（大浦B）において、大浦遺跡群を決定付ける貴重な遺構群が発見されたのである。

奈良時代中葉期～奈良時代末期に属する遺構群を一辺39m×46m位の方形に区画された柵列内に整然と配置された建物群がそれである。柵列は南方に門を有している。

2 調査の経過

大浦B遺跡は店舗及び駐車場新設工事に伴った緊急発掘調査として開始された。その調査範囲は第1図の斜線の箇所である。調査は平成元年11月6日から開始された。この調査は第4次の調査であり、期間は同年12月15日までである。期間内は降雪の日もあり、調査が困難になったことから確認調査にとどめた。しかしながら遺跡の概要でも述べた様にきわめて貴重な遺構群であることから次年度も調査を続行することになった。

この事項の決定にあたっては、文化庁、山形県教育文化課の指導の元、地権者の遠藤庄四郎氏、施行者の有限会社ロンドードの全面的な協力のもとに実現した。そしてさらに現状保存の方向で調査を進めることになった。平成元年度の大浦B遺跡第4次調査の成果は中間報告会として



第1圖 大浦遺跡群柵調查位置圖

12月25日（月）午前10時30分より文化センター203研修室を行った。これは発掘現場が降雪のため現地での説明会を断念したことによる。この中間報告会では主に土壌より出土した漆紙文書について説明した。漆紙文書については国立歴史民族博物館教授平川 南先生の御教示を全面的にいただいた。

平成2年（1990）に入り、大浦遺跡群の発掘調査は、第5次調査（大浦C遺跡）を4月20日～5月31日と7月12日～9月5日の期間で実施した。又第6次調査として（大浦A遺跡）を6月28日～7月19日の期間で実施している。

大浦B遺跡は上記した遺跡と並行する中で4月12日から開始した。昨年の第4次調査の他に北側と東側に約700m²を設定した。第7次の調査箇所は第1図にスクリーントーンで示した。

昨年の未調査を含めた約2200m²を平成2年度の調査対象面積とした。表土剥離から進め剥離した土砂はダンプカーを使用して遺跡の南方約100m地点に運搬する。この作業を4月12日から4月18日の期間に行った。

その後、外ノ内遺跡、湯ノ沢橋B遺跡の宅地関係発掘調査と米沢城の発掘調査で大浦B遺跡の発掘を中断した。

7月18日から再開し、まず雑草の除去から開始した。7月18日～7月23日までの期間は大浦A遺跡と並行して行った。季節的に発掘しやすい時期であったが例年より太陽の日さしは強く感じられた。7月末に大浦C遺跡の調査で再度中断せざるを得なくなった。大浦C遺跡は9月4日までに終了し同日から大浦B遺跡の調査を再開することができた。

その後は10月31日終了にむけて調査を順調に進める。下記にその期間の経過を述べる。まず天候であるが平成2年度は全体的に雨天の日が多く雨で発掘調査を中止した日はまったくないといってよい程天候に恵まれた年であった。大浦B調査区は特に水はけが良く、むしろ雨がほしい位であった。

調査は昨年度確認した遺構群の再確認を重点に進めた。又今年度に表土剥離をした箇所には遺構が少ないとわかった。なお、重複関係の精査により中間発表で報告した建物数よりもさらに増加することが確認された。

10月16日までに遺構掘り下げ、精査が終了しリモコンヘリコプターにカメラを装着して空中からの遺構全体図の写真撮影を10月16日に実施した。その後同日午後より、各掘立柱建物跡の柱穴半裁を各建物群について2基ずつを行い、掘り方や重複関係を確認した。

これと平行して遺構実測図を作成する作業を開始し、10月29日までにすべての調査を終了した。10月26日に平川 南教授を招いて現地説明会が行われ、その後、産業会館において漆紙文書について平川教授より講演していただいた。なお、調査区は11月26日に山砂で埋め戻した。

3 検出された遺構

○遺構の概要

平成元年度の第4次調査で大半の遺構が確認されているが、降雪の中での調査のため柱の切り合ひ関係などの細部に至っては、今回の第7次調査で明確になった箇所も幾つかある。よってその点を踏えて検出された遺構について説明を加えたい。

昨年と今回の調査で検出された遺構は柱穴や時期不明の遺構を合せると468基確認されている。遺構出土の遺物や遺構の切り合ひ関係から検討すれば、概ね5時期に分類することが可能で、ここでは年代順にⅠ期～Ⅴ期と区分し各遺構について記す。

○Ⅰ期の遺構（8世紀中葉）第3図参照

調査区の東側に沿って4棟の竪穴住居跡が検出されている。全て粘土層と黒土の混合層とで版築したように意図的に埋め立られている状況を呈す。HY258を除く他の住居跡は窓が破壊され住居跡内に殆んど遺物が存在しないのが特徴である。後述するが官衙施設の建設に伴って強制的に移転された可能性が強い。

住居跡は平面形状は方形プランを呈し、HY141、142とHY258の2棟は後世の拡張を示す立て替えが認められる。住居跡の大きさはHY258が6.6m×6.8m、HY142が5.1m×4.9m、HY259が4.3m×4.3m、HY257が3.3m×3.2mで周溝を有している。

先の大浦A遺跡からも竪穴住居跡が1棟検出されていることから考えれば、大浦A遺跡から大浦B遺跡を中心とした範囲に中規模な集落跡が官衙以前に構成していたものとみられる。

○Ⅱ期の遺構（8世紀中葉）第4図参照

南に南門を置き、一辺39m×46m位（推定）の柵列で区画された範囲にBY1～BY3の3間×4間の3棟の建物跡を中心にして、10棟の建物群と1基の井戸ON262がある。BY13を除けばN-5°-Wを示しており、企画的に配置されている。柱を構成する掘り方は3棟（BY1～3）は1m前後、柱の痕跡も30～40cmある。他の建物群は掘り方45～80cm、柱痕跡も20cmを示すものが大半である。次にⅡ期を構成する遺構について説明したい。

BY1建物跡

柵列内の北西部に位置し桁行南北4間（8尺×6尺×8尺×8尺）、梁行東西3間（6尺等間隔）の掘立柱建物跡である。BY2、3と並び中心的な建物のひとつであろう。

BY2建物跡

柵列内の北方部中央に位置し、南門に面している。東にBY3、西にBY2が同間隔で立ち並ぶ構成である。大きさはBY1と同様に桁行南北4間（8尺×6尺×8尺×8尺）、梁行東西3間（6尺等間隔）から成る。掘り方は方形である。BY2の掘り方を北方に位置する土壤147が切って構築されている。

での調査のため柱の切り
方も幾つかある。よってそ

と468基確認されている。
分類することが可能で、こ

上層と黒土の混合層とで版
の住居跡は竪が破壊され
施設の建設に伴って強制的

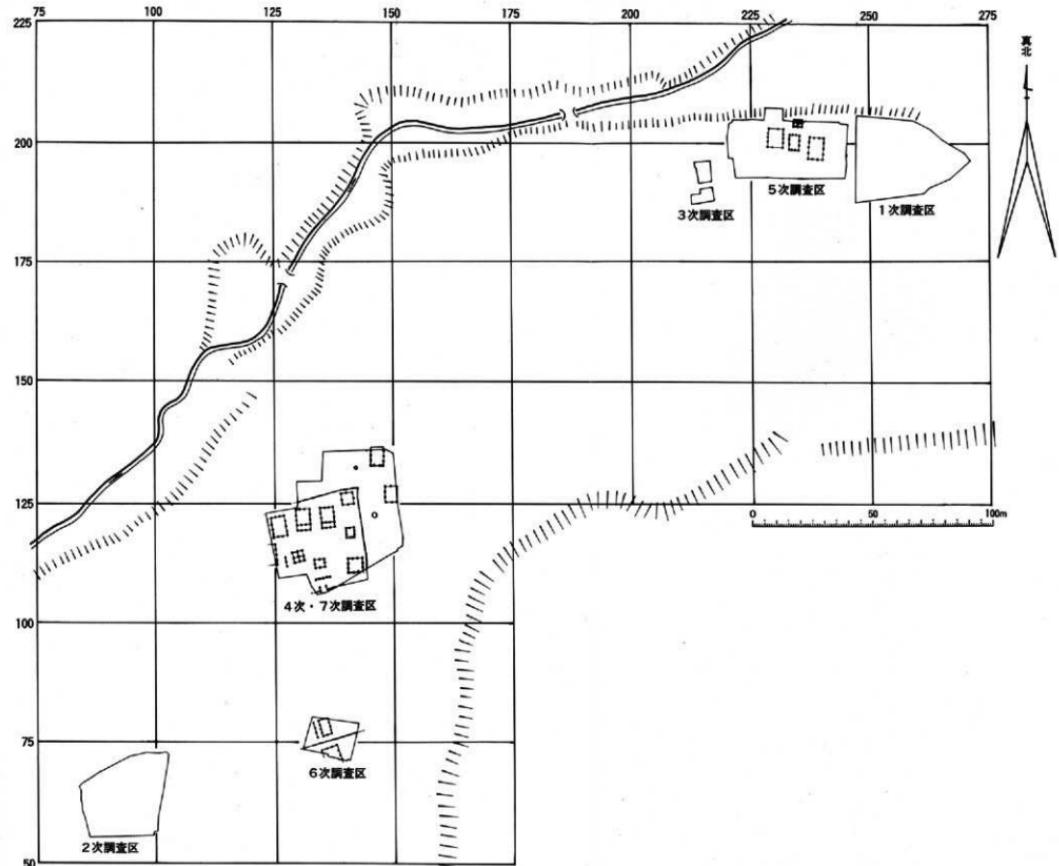
2棟は後世の拡張を示す立
HY 142が5.1m×4.9m, HY

えれば、大浦A遺跡から大
したものとみられる。

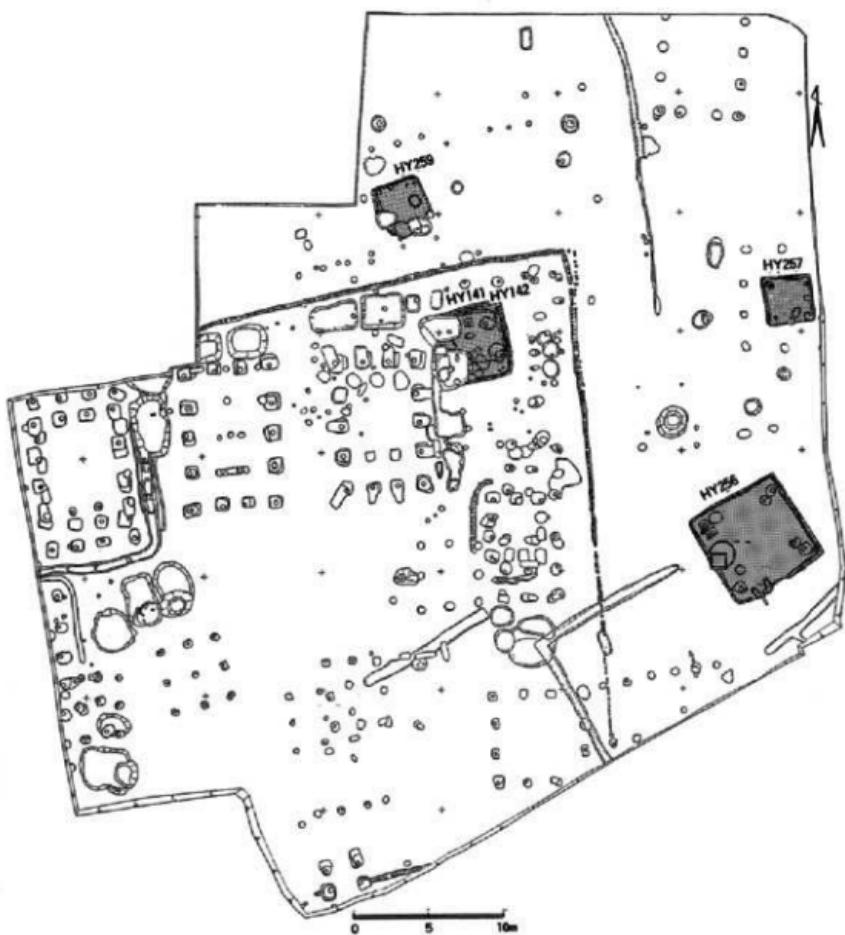
間にBY 1～BY 3の3間
HY 262がある。BY 13を除け
る掘り方は3棟（BY 1～
-80cm, 柱痕跡も20cmを示す

），梁行東西3間（6尺等間
）であろう。

面にBY 2が同間隔で立ち並
×8尺×8尺），梁行東西3
を北方に位置する土塙147が



第2図 大浦遺跡群遺構全体図



第3図 大浦B遺跡I期遺構全体図

B Y 3 建物跡

大型の建物3棟の中で東側に位置するB Y 3も他の2棟(B Y 1, 2)と同様な大きさである。桁行南北4間(8尺×6尺×8尺×8尺), 梁行東西3間(6尺等間隔)である。

B Y 4 建物跡

柵列の北東コーナー部に位置する小規模な掘立柱建物跡でH Y 141, 142を埋めた後に構築されている。桁行南北2間(6尺×6尺), 梁行東西2間(6尺×8尺)である。

B Y 10 建物跡

B Y 4とB Y 10の間にある建物で桁行2間(6尺×6尺), 梁行東西2間(5尺×5尺)総柱であり, 倉庫である。他にB Y 13・18の3棟が確認された。

B Y 11 建物跡

B Y 18の西側に位置す。桁行南北2間(6尺×6尺), 梁行東西2間(6尺×6尺)である。当初総柱と思われたが中央の柱跡は確認されなかった。

B Y 12 建物跡

南門の北方8m地点に位置し, 桁行2間(7尺×7尺), 梁行東西2間(6尺×6尺)を有する建物跡でB Y 11と同様に中央の柱跡は確認できず両者とも倉庫ではないと考えたい。

B Y 13 建物跡

西側に位置す。桁行南北2間(7尺×7尺), 梁行東西(6尺×6尺)総柱の建物である。

B Y 14 建物跡

今回の調査では西側を調査していないので想定の寸法である。桁行南北2間(6尺×7尺), 梁行東西2間位(5尺×不明)としておく。

B Y 18 建物跡

東側中央部に位置す。桁行南北2間(7尺×7尺), 梁行東西2間(6尺×6尺)総柱の建物である。東側にある建物としては最も南にある。

B Y 15 建物跡

南北5尺×東西8尺の南門である。

D N 262 井戸跡

北方に位置し, H Y 259と重複する。平面形状は方形状を呈し1辺1m×1mを計る。深さは1.2mあり埋土からは焼土や炭化物が多く検出された。他に底部施設に使用したと思われる河原石6点がある。焼成を受けた痕跡を有す。土師器片, 須恵器が出土している。井戸の周囲施設は認められなかった。

K Y 340

南北に走る溝状遺構である。幅は20~50cmあり, 南に延びるにしたがって狭くなっている形態



第4図 大浦B遺跡Ⅱ期造構全体図

を呈す。深さは浅く5~10cm位である。遺物は検出されなかった。排水を意図とした溝状遺構と考えられる。

○Ⅲ期の遺構（8世紀後半）第5図参照

基本的にはⅠ期の建物群と同じであるが、立て替えを行った3棟の大型建物のうちBY8は1間分だけ南に移動し、中央のBY19と東のBY9に南1間に對し間仕切りを有するようになる。

東側の建物もある一定の間隔を保って3棟、南門寄りの建物は南北長から東西長になり、南門間に掘立柱列が新たに伴う。さらに西側に溝を有する南北4間の建物の存在やⅠ期には存在しなかった柵列外にもBY23、BY24と2棟の建物も出現し、先の大浦A遺跡からもⅡ期に相当する建物跡が検出しており、Ⅱ期に入り、広域に建物群が配置されたものとみられる。また区内の縦柱の建物は1棟となる。井戸はON260、ON261の2基が加わる。各建物跡について述べる。

BY8建物跡

Ⅰ期のBY1と重複する。Ⅱ期の柱穴の掘り方が方形状なのに対してⅢ期は長円形状や椭円形を呈す。掘り方の深さは同様である。

桁行南北4間（8尺×7尺×7尺×8尺）、梁行東西3間（7尺×6尺×7尺）の建物でⅠ期の建物より、南に1間分だけ移動している。

BY9建物跡

Ⅰ期建物跡BY3と重複する建物跡である。長円形状の掘り方をⅡ期は呈す。Ⅰ期の柱を抜くさいに生じた掘り方と想定される。すなわち斜めに掘り込んでいる。西側の掘り方は小さくⅠ期の掘り方内にある。南1間に對して間仕切りを有す。

桁行南北4間（8尺×7尺×7尺×8尺）、梁行東西3間（7尺×6尺×7尺）南1間に間仕切りの建物である。

建物を構成するTY160埋土から第8図1の内黒土師器蓋が出土している。この蓋の形状は今回検出された蓋でも最大の径を有す形態である。

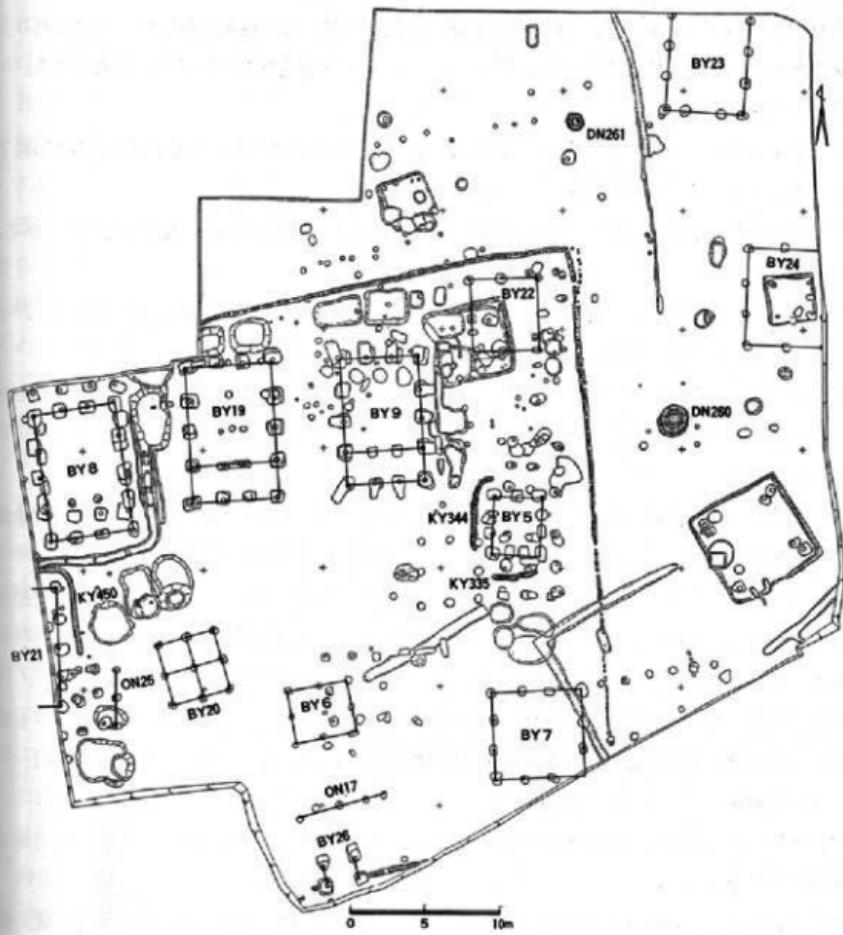
BY19建物跡

Ⅰ期のBY2と重複する建物跡である。Ⅰ期の掘り方同様に方形状であるがⅠ期よりも一回り小さい掘り方である。西北コーナー部の柱穴TY416がホップの支柱穴によって一部掘り込まれている。

桁行南北4間（8尺×6尺×8尺×8尺）、梁行東西3間（7尺×6尺×7尺）南1間に間仕切りを有す。

BY5建物跡

Ⅰ期のBY10、BY18の柱穴群と重複する。BY10は南方でBY18は北方でそれぞれ重複する状況を呈す。西方及び南方に溝を配す建物である。溝は幅30cmを有し両端が建物方向に曲る。



第5図 大浦B遺跡Ⅲ期遺構全体図

桁行南北3間（5尺×4尺×5尺）、梁行東西2間（5尺×5尺）北、梁行東西3間（4尺×3尺×4尺）南の間尺を有す建物である。

B Y 6 建物跡

I期のB Y 12と一部重複して構築された建物である。杭列のON 17北方部に位置す。I期のB Y 12と比較すると長軸方向が南北方向から東西方向へと変化している。

桁行東西2間（7尺×7尺）、梁行南北2間（6尺×6尺）の小規模な建物で、柱穴の掘り方も50cm前後しかない。柱穴跡は約20cmでB Y 8, 9, 19の大型建物群の約半分の規模である。

B Y 7 建物跡

柵列の南東コーナー部内に位置する建物である。東方を中心（V期）の溝状遺構K Y 170によって建物を構成するTY 229が削平されている状況を呈す。

B Y 8 建物跡

I期のB Y 13と重複する建物であり、規模、方向ともI期の建物とII期の建物は相違ない。ゆえに、切り合い関係を明確に確認出来なかった柱穴跡所もあった。

桁行南北2間（7尺×7尺）、梁行東西（6尺×6尺）縦柱である。B Y 13と同様に倉庫と考えられる。

B Y 21 建物跡

調査区の西方部に位置し建物の東側一部を確認した建物跡である。当然、西方に延びる建物跡で、将来分布調査によって全体を確認したい。今回検出した間尺を記しておきたい。

桁行南北4間（7尺×7尺×7尺×7尺）、梁行東西は不明である。4間を有す建物は大型建物跡B Y 8, 9, 19に認められる間尺であり、このB Y 21も大型を呈す建物と考えられる。

B Y 22 建物跡

I期のB Y 4と重複する建物であり、HY 141, 142とも重複している。I期のB Y 4よりも規模がやや大きい。桁行南北2間（8尺×8尺）、梁行東西2間（7尺×7尺）の間尺である。

B Y 23 建物跡

柵列の外にあり、調査の東北方部に位置す。北方に延びる間尺と考えられるが調査区外であることから確認できなかった。

桁行3間以上（7尺等間隔不明）、梁行東西3間（5尺×8尺×5尺）で中央の間尺が広く構築された建物跡である。柱穴に重複関係は認められなかった。

B Y 24 建物跡

この建物跡の柵列の外にあり、HY 257を囲む様に構築された建物である。桁行南北3間であり、（7尺等間隔）、梁行東西2間（8尺×8尺）を計る。B Y 23・24とも同様な覆土である。

B Y 26 建物跡

柵列の一部を構成する掘立柱の建物跡でB Y 15と重複する。II期の掘り方も方形形状を呈し4箇所の柱跡を確認した。B Y 15と同様に柵列の南門である。南北5尺×東西8尺の間尺を有す。

ON 17 柱立柱列

東西4間（5尺×5尺×6尺×5尺）を有す。南門であるB Y 26の直前北方部に位置していることから目隠し柵と考えられる。I期にはなかった施設である。

ON 25 柱立柱列

B Y 21の東方に位置し、南北2間（6尺×6尺）ある。目隠し柵と考えられるがどの建物に伴う施設なのは不明である。

N期の遺構（9世紀初頭）第6図参照

官衙の機能を失った（廃絶）直後に構築された遺構群であり、4棟の掘立柱建物跡と溝跡1基さらに土壙17基、焼成窓穴遺構3基が存在する。

建物跡は先の官衙施設とは同一方向を示しており、N-5°-8°-Wの範囲に含まれる。柱穴の大きさや掘り方も30~45cm、柱底跡も15~20cmと小規模である。

土壙は基本的に2通りに区別される。一つは方形プランを示すグループでAN 1~AN 4さらにDY 143~DY 147, DY 167~169, DY 218, DY 236の14基がある。

これらの土壙群は大型の建物跡であるB Y 1, 2, 3, 8, 9, 19を区画するように「コ」の字形に配置されているのが特徴で覆土には多量の木炭や焼土が混入しており、一括土器も40個体分検出している。この土壙群のAN 2底面からは漆紙文書1点が出土している。配置関係からすれば焼成窓穴遺構やKY 18もこれらの土壙群に付随する施設と思われる。焼成窓穴遺構に関しては焼性状況から推測すれば土師器等を焼く遺構とみられる。CN 234, 235, DY 217, 218さらにDY 172, 251, 461, 466, 467の9基がある。

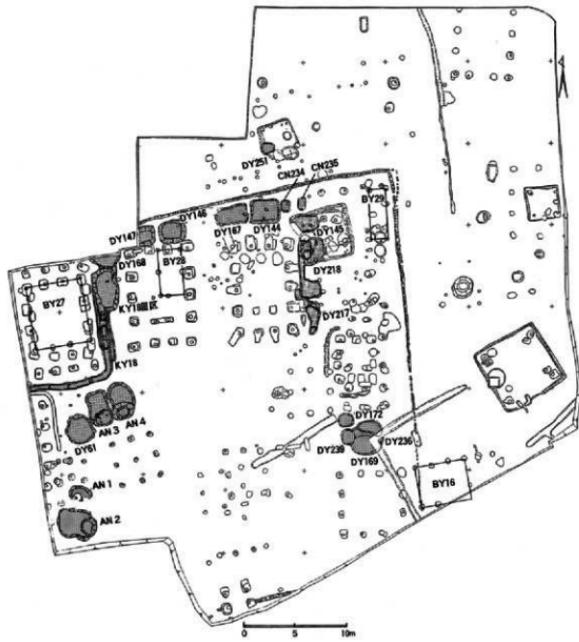
この中にはAN 2, AN 3, AN 4を切って構築していることから先の土壙群よりは新しい年代に位置するものであろう。覆土からは木炭や焼土を検出したが土師器、須恵器等の遺物はほとんど出土していない。各遺構について説明したい。

B Y 16 建物跡

調査区南方部に位置する建物で桁行東西3間（5尺×6尺×5尺）、梁行南北1間位（13尺）の建物である。住居と言うより小屋的な機能を持った建物と考えられる。

B Y 27 建物跡

B Y 1, 8と重複して構築された建物でN期の建物としては最も大型である。桁行南北3間（7尺等間隔）、梁行東西3間（6尺等間隔）である。柱穴の掘り方はほぼ円形形状を呈し柱底跡は20cmある。



第6図 大浦B遺跡IV期遺構全体図

BY28建物跡

BY 2, 19の東方と重複して構築された建物である。桁行南北2間(6尺×6尺), 梁行東西1間(6尺)の小規模な建物で小屋的な可能性が強い建物である。

BY29博物誌

柵列跡の東北部コーナーに位置し南北に長い建物である。桁行南北2間(8尺×8尺),梁行東西2間(6尺)の間尺を量す。この建物も小屋であろう。以上が初期の建物群である。次に土塁について、西南方向から順に述べたい。

ANN 2

長径3.35m×短径2.81m、深さは43cmある。D Y 461,462によって一部切られる。覆土より第8図3の内墨十器蓋、底面より漆紙文書(見注釋、延暦23年)等が出土した。

ANN

長径2.24m×短径1.43m、深さは24cmある。TY48-49が重複している。

D.W.G.

田形状を左に述べて置く。表第3表、調査11-1を参考

4318

3.56m×2.2mの大きさで深さは24cmある。DY466が重複している。自然縞がDY466に認められた。第9図15の須賀町台地と23、24の須賀町が出土している。

4334

9.3-19.53. 重测为20. 次毛。DNA 107.5 磅每升。滤出量是四分之一。

四百零二

西本丸に北15丈進て最深部で60丈ある。幅は最狭で15丈、最広で30丈である。

四庫全書

2.25-2.30-2.35-2.40-2.45-2.50-2.55-2.60-2.65-2.70-2.75-2.80-2.85-2.90-2.95-3.00

二〇〇〇年

10.2.1.5.2. 本辦法，應自103年7月1日起施行。但有關市立高中及以下之

1000

3-1146

- 6 -

卷之三

卷之三

2.86m×2.35mで深さは27cmを測る。底面にD Y370, 371が認められた。

D Y251

HY259を切って構築されている。1.38m×1.21mで深さは34cmある。覆土に遺物や焼土は含まない。他の土壤群とやはなれて構築されている。

C N234, 235

两者とも長方形状に掘り込まれ、ほぼ同様な寸法で1.2m×0.9m、深さも同じ28cmある。壁面も焼成を受けている。遺物はほとんど出土していない。土器を焼成した土壤と思われる。

D Y145

HY141, 142を切って構築され、2.56m×1.81mを計る。深さは38cmある。

D Y218

2.12m×1.83mで深さは85cmある。DY145, 217と浅い溝で結ばれている。多量の炭化物と炭を含む。遺物は少量である。

D Y217

2.94m×1.41mで深さは26cmである。この土壤も多量の炭化物；特に炭を含む。

D Y172

1.58m×1.39mの大きさで深さ50cmある。覆土に焼土を多量に含むが遺物はほとんど出土していない。

DY239, DY236, DY169が重複して存在する。遺物はDY169より出土している。

V期の遺構（13世紀以降）第7図参照

遺構は主に東側に分布する。掘立建物跡1棟と掘立柱列2基、溝状遺構3基がある。その他にも組合せが困難な柱穴や不明な落ち込みもこの時期に属する可能性がある。この時期の遺構について述べたい。

BY30建物跡

調査区の北方に位置す。桁行が東西4間（8尺×7尺×7尺×7尺）、梁行南北2間（6尺等間隔）で北側にON31, ON32の東西方向の柱列がある。柱列は2間で等間隔に6尺を測る。

KY170, KY319, KY263

3基が認められる。KY170は幅70cmを有し東から西に延び「L」字形に南方に走る形態を呈し、深さ平均で30cmある。断面形態は「V」字形状をなす。建物を区画する溝と思われるが今回の調査区からはこの溝に連絡する建物跡は検出されなかった。遺物は覆土より中世陶磁器4点が出土しているにすぎない。

KY319, KY263は東西方向に延びる溝状遺構である。KY319は幅60cm、長さは9.5mを有す。深さは5~20cmと浅い。KY263は西の方向へ延びている。



第7図 大浦B遺跡V期遺構全体図

4 検出された遺物

遺物はⅢ期の土壌群の覆土内から出土したものが大半である。他に堅穴住居跡や掘立柱建物跡の柱穴、溝跡からの出土である。これらを量として示すと整理箱約25箱分、点数で言うと1162点であった。主に土器類や須恵器の杯類と蓋類が半数以上を占める。その他としては鉄製品、漆紙文書がある。なお漆紙文書については国立歴史民族博物館教授の平川 南先生より玉稿をいただいた。

これらの遺物について器種別に出土数の概要を記すと以下の様になる。

土器器蓋	8点	内黒土器器蓋	10点	須恵器蓋	8点
土器器坏	12点	内黒土器器坏	9点（両黒1点）	須恵器坏	36点
土器器甕片	319点	内黒土器器片	143点	須恵器甕片	95点
土器器片	534点（約100個体分で坏、蓋の破片）				
漆紙文書	2点（内1点は判読不能）				
鉄製品	鉄線 1点、刀子 3点、不明鉄製品 1点				

次に出土した遺物について器形別に述べたい。

土器器蓋（第8図1～4）

つまみ部が尖状を呈す宝珠形（第8図1）とつまみ中央がややくぼむ形状のつまみ部を有す蓋である。1は今回出土した蓋では最大であり、口径19.5cmを計る。内面は内黒で矢羽根状にミガキを施している。外面のつまみ部器面にもミガキが認められる。

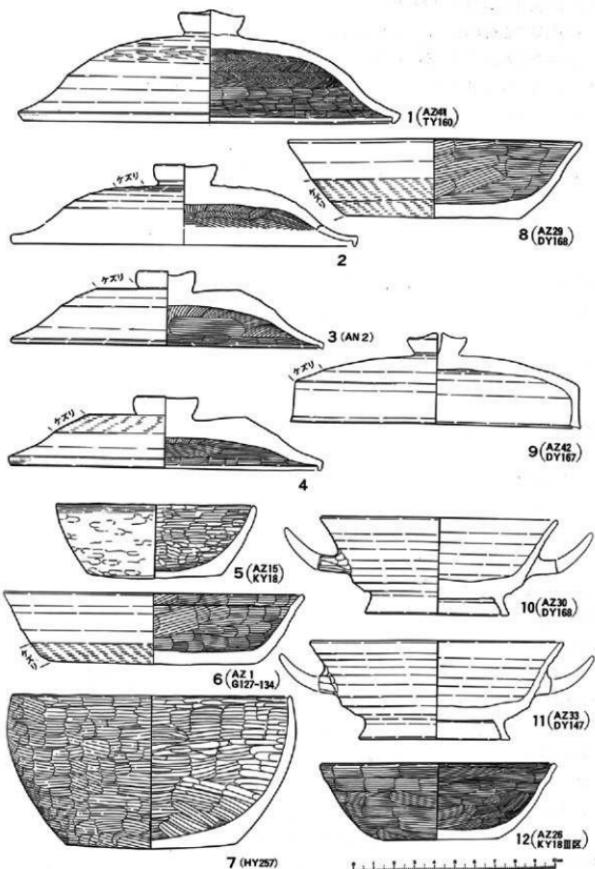
これらの蓋はロクロ成形によるもので、つまみ部直下に回転ヘラケズリ調整を加えている。この様な器形、調整を有す両黒土器器蓋は佐原遺跡出土遺物によって層位的に編年されたⅢ期のグループに位置づけられる。Ⅲ期は8世紀中葉から8世紀末葉の年代である。

土器器坏（第8図5、6、7、8、12）

底部切り離し技法は図示した土器器坏回転ヘラ切りヘラケズリ調整のグループである。他には次の底部切り離し技法が認められた。回転ヘラ切り無調整、回転ヘラ切りヘラケズリ調整、回転ヘラ切り手持ちヘラケズリ調整、回転糸切り無調整、回転糸切りヘラケズリ調整、回転糸切り手持ちヘラケズリ調整の6種類ある。12は両黒土器器坏である。この他にも2点出土している。12は器形からⅢ期に位置づけられるものである。Ⅲ期は8世紀末葉の年代である。

土器器甕片

大浦B遺跡Ⅰ期に位置する堅穴住居跡からの出土が多い。大半は破片で占められ復元できるのは2個体位である。堅穴住居跡の場合は完形に近い変形土器の出土例が多い中で本遺跡からはまったく完形品は認められなかった。他の杯類の遺物も同様である。この様な遺物出土の状況から堅穴住居は掘立建物を構築するためにそこに住んでいた人々が移動し、その際に甕や甕も他の道



第8図 大浦B遺跡出土の遺物(1)

具と共に発出した結果と考えられる。

須恵器杯〔第8図10, 11, 第9図13~25〕

実測図を作成した須恵器杯の底部調整の多くは回転糸切り、回転ヘラケズリ調整による技法で仕上げられている。器形は高台付13~16, 22, 両耳取手付10, 11が認められる。高台付のグループは整型が丹念である。第9図13, 16, 23の須恵器杯の内面に灯明皿として利用したと見られる痕跡が観察された。この箇所が図にスクリートーンで示した範囲である。「媒」の痕跡と考えたい。

この図示した他にもこの様な痕跡を有す須恵器片が相当出土している。ちなみにこの痕跡を有す杯は大型建物の間にあるDY167やKY18とした遺構からの検出であった。

年代は器形や調整技法の特徴から判断して、二期は13~20, 25がある。特徴としては13~16などに見られる回転ケズリ調整で縁が発達した器形を呈す。また17~20の柱に器高が低く、底部が大きいものも特徴としてあげられる。二期~三期に亘るものとして21, 24の器形がある。三期としては22, 23の器形がある。

17は紙で固定した跡と思われる痕跡が認められる。破線の箇所であり、外面に続いている。

須恵器蓋〔第8図9〕

胎土や色調から地元で生産された須恵器蓋ではない。釉を施した蓋で他にも3個体分の破片が出土している。8世紀中葉に位置する年代があたえられる灰陶胸器と呼ばれるグループである。

蓋としては土師器蓋の器形(第8図2~4)と同様な須恵器蓋の出土がある。

須恵器甕類

すべて破片で占められ復元可能なものは一点もない。器形としては壺形、甕形、須恵器鍋等がある。遺構確認面の出土量が多く、遺構内部からは少量である。

円面鏡

破片が1点出土している。脚部に円孔を持つ形態と考えられる。小破片であるため復元は困難であった。

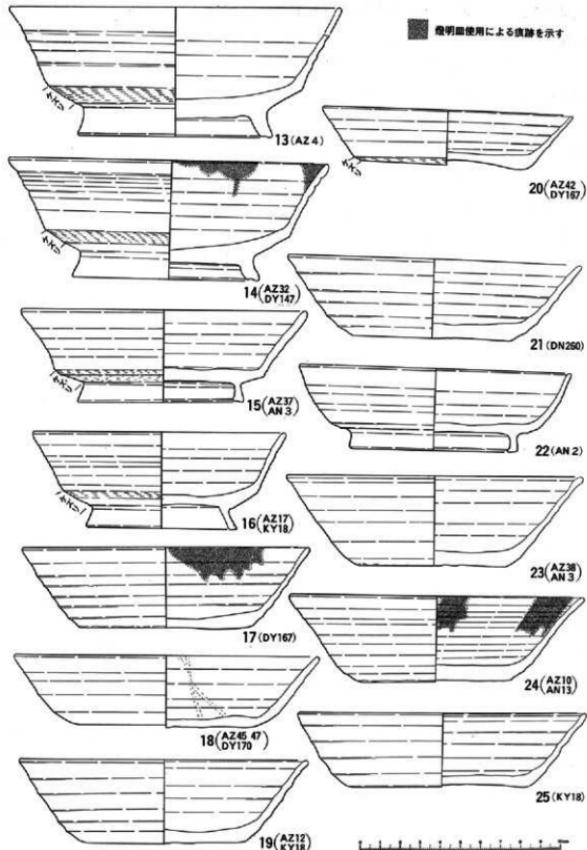
墨書き器

須恵器杯の底部に文字を書いたものである。破片で1点認められた。判読は出来なかった。大浦遺跡群はI次~Ⅳ次に亘る発掘調査が行われているが、墨書き器が出土したのは、この大浦B遺跡1点と大浦A遺跡のII次調査の2点の合計3点にすぎない。

笠原遺跡からは百点にも及ぶ墨書き器が出土している。この出土量の相違は何を意味するものであろうか。

鉄製品

HY259の堅穴住居跡壁面より、刀子が出土している。鉄錆はこの住居跡の北方へ8m地点から出土している。HY256の床面からも刀子が検出された。いずれも欠損品である。



第9図 大浦B遺跡出土の遺物(2)

5まとめ

大浦周辺に人々が居住したのは編文時代中期頃である。これまでの調査状況から総合すれば大浦遺跡の西側から大浦A遺跡の南西にかけて集落が存在するものと見られる。

その後、奈良時代の中頃からやや古い時期に堅穴住居跡を中心とする集落が大浦A遺跡から大浦B遺跡の範囲に営まれたものと考えられる。そして、それ程時間がたたない段階で官衙建設に伴って大浦の集落が強制的に移転された状況といえる。

我々はこれまでにも、県内最大規模を有する戸塚山古墳群や木簡と円面鏡が出土した笠原遺跡及び倉庫が意図的に配置されている上浅川遺跡等の具体的な成果を分析する中で、戸塚山古墳群に近い場所に郡衙推移を考えればⅠ期（8世紀中葉以前）→高畠町屋代川周辺、Ⅱ期（8世紀中葉～同後半）→米沢市大浦遺跡群、Ⅲ期（9世紀前半）→南陽市郡山周辺、Ⅳ期（9世紀後半以降）→川西町道伝遺跡の順で移行したものと推測され、大浦遺跡は第Ⅱ期の郡衙となる。

ただし、Ⅰ期の8世紀中葉以前では年代幅が大きく、更にもうⅠ期が加わる可能性もある。

さて、大浦遺跡の郡衙は2時期に亘って存在する。大浦遺跡のⅡ期とⅢ期に分類したものである。この時期には大浦Cにも建物が存在する（第2図参照）。

Ⅲ期になると柵列外にも建物が建設される様になる。このことはⅢ期に入ると郡衙城や郡衙周辺の整備を急速に実施したものとみられる。大浦A遺跡にも建物が確認されている。Ⅳ期になると大型の建物が消滅し、建物を巡るように方形プランを主とした土壇群が配置されてくる。当初は何らかの工房跡のような施設と考えたが、覆土が自然堆積を呈し、木炭、焼土の他に多量の土器類が混入することから推測すれば、ごみ捨て場的な土壇の可能性が指摘される。

小規模な建物跡の切り合い関係からみても、官衙機能を失った直後に構築したと思われる土壇群である（第6図参照）。

これらの状況を加味して考えれば土壇群は郡衙移転後に解体。残務整理の為に一時に機能した施設と推測するほうが妥当であろう。その点も考慮すれば、土壇出土の遺物に年代幅を有することは当然であるし、漆紙文書とも符合する。

今回検出されたⅡ期、Ⅲ期の建物群の性格であるが、大浦C遺跡や大浦A遺跡の遺構等も参考にすれば、郡衙の中心となる「郡庁」の施設の可能性が強いと思われるが、「正倉」の問題も残っており、なお明確となるまでは今後の調査を待ちたい。

最後に今回の調査にあたり、御協力いただいた地主の遠藤庄四郎氏、施行者の有限会社ロンダー
ドに心から感謝申し上げます。

また、漆紙文書について御解説、玉稿を賜った平川 南氏に厚く御礼申し上げます。

写 真 図 版



▲大浦B遺跡遺構全景（上空より望む）



▲大浦B遺跡II期遺構全景（上空より望む）



▲大浦B遺跡III期遺構全景（上空より望む）



▲HY258 発掘状況（西方より望む）



▲HY258完掘状況（西方より望む）



▲HY141・142発掘状況（南方より望む）



▲HY257発掘状況（西方より望む）



▲調査区全景（東方より望む）



▲調査区全景（東方より望む）



▲BY 3・BY 9全景（南方より望む）



▲BY 5全景（南方より望む）



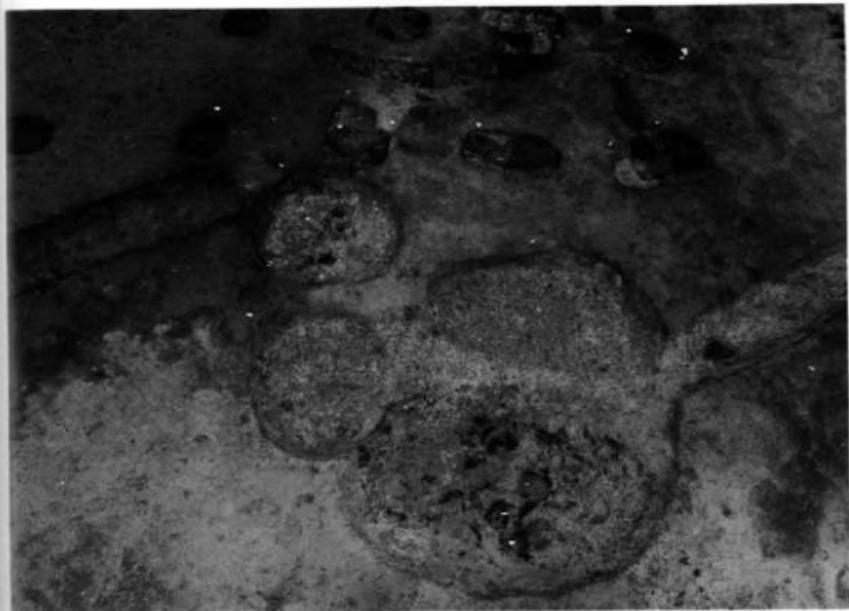
▲BY18全景（南方より望む）



▲BY7全景（西方より望む）



▲ DN 260セクション状況



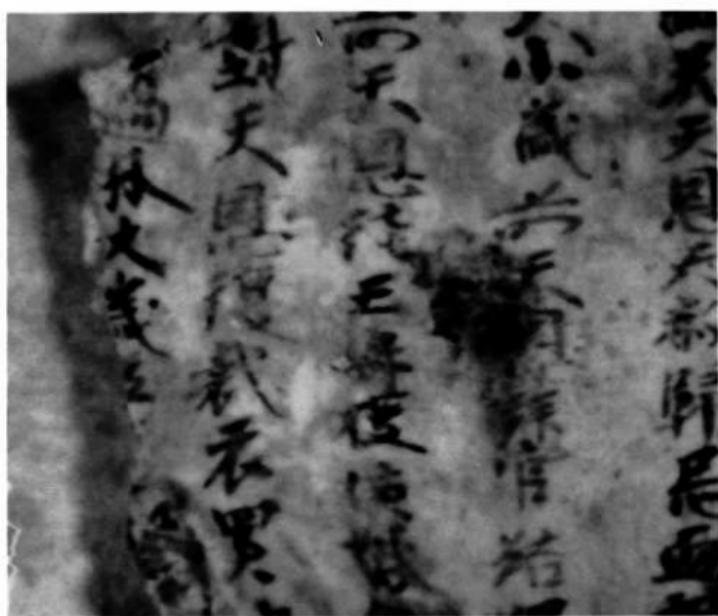
▲ DY169・172・236・239完掘状況



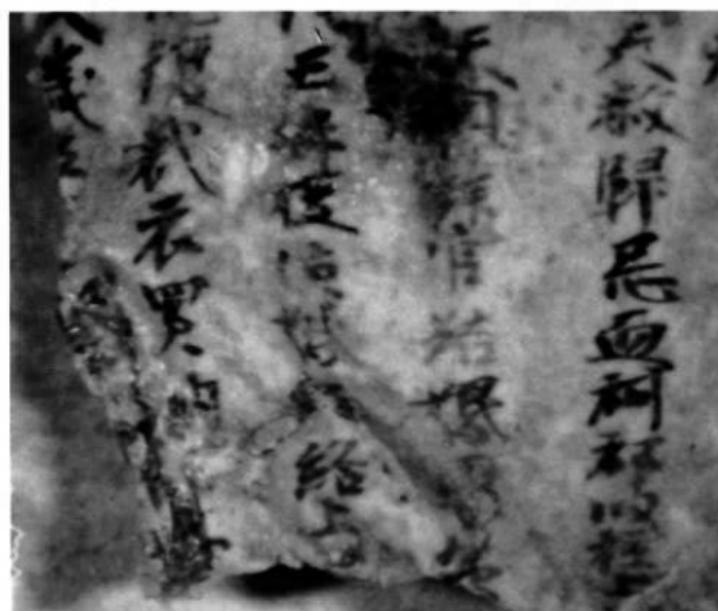
▲ BY1・BY8全景 (南方より望む)



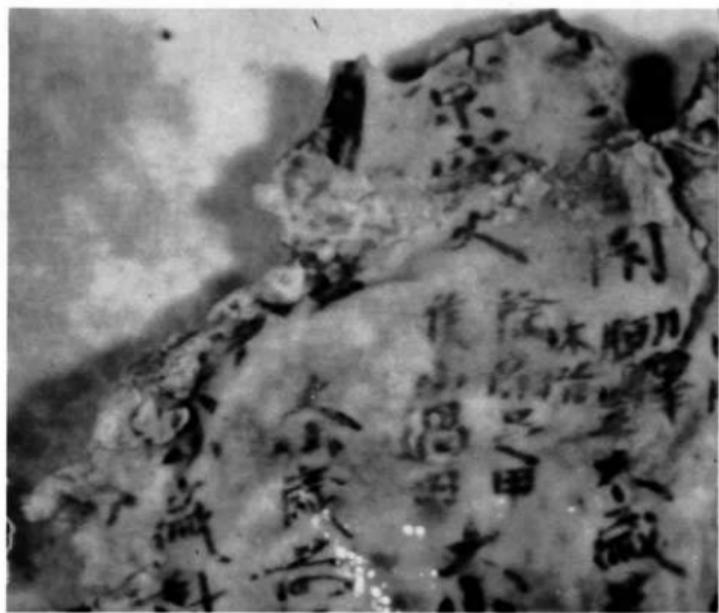
▲ BY2・BY19全景 (南方より望む)



▲ 部 分



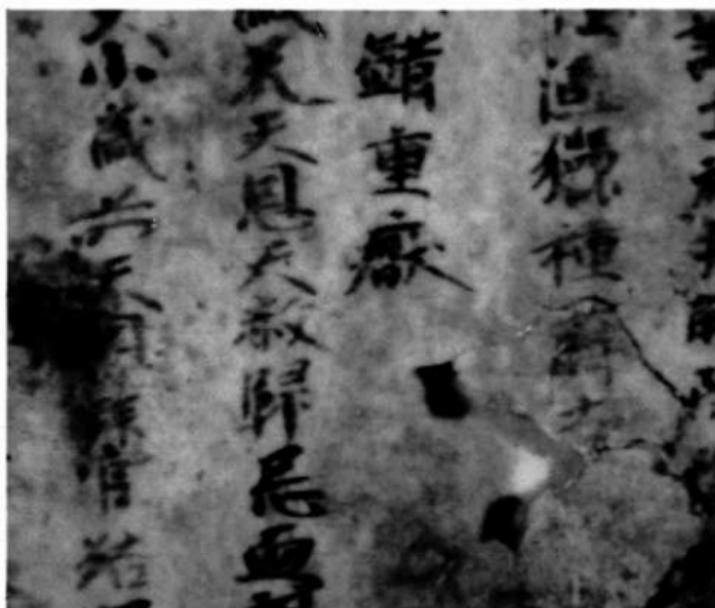
▲ 部 分



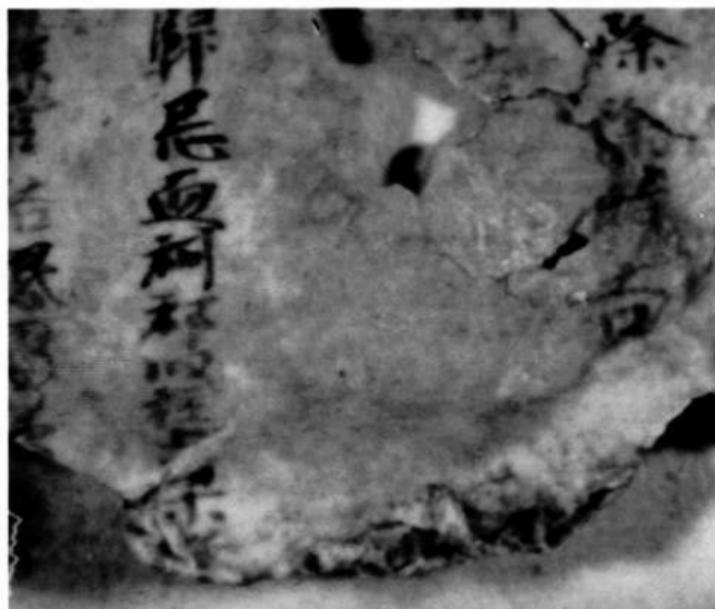
▲部 分



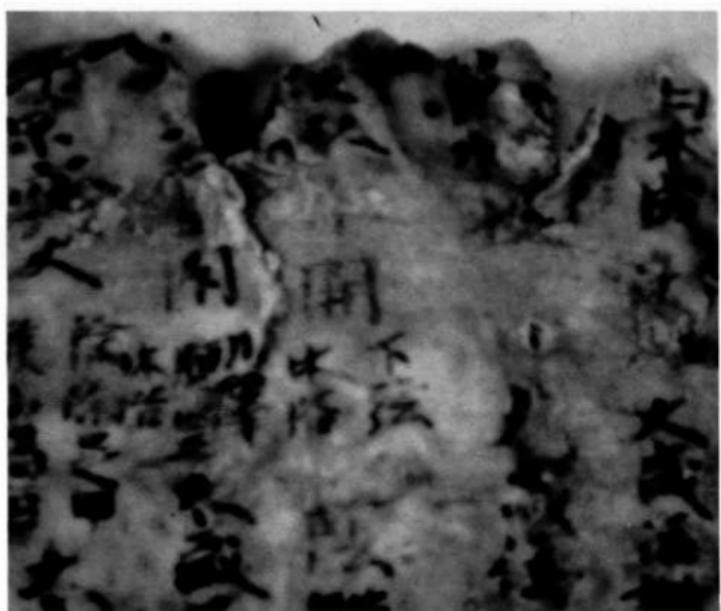
▲部 分



▲部 分



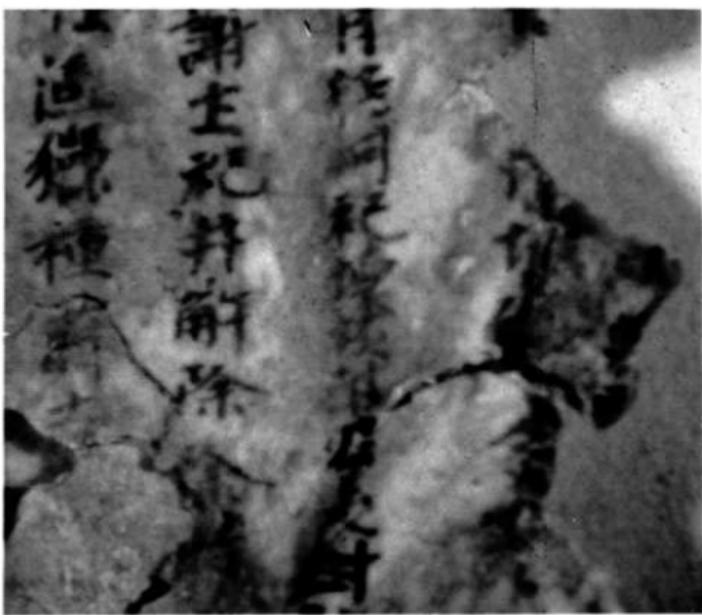
▲部 分



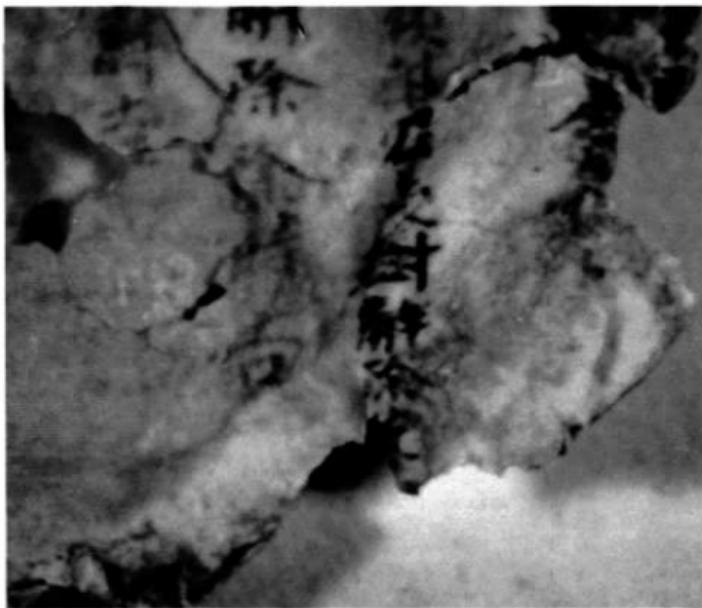
▲部 分



▲部 分



▲部 分



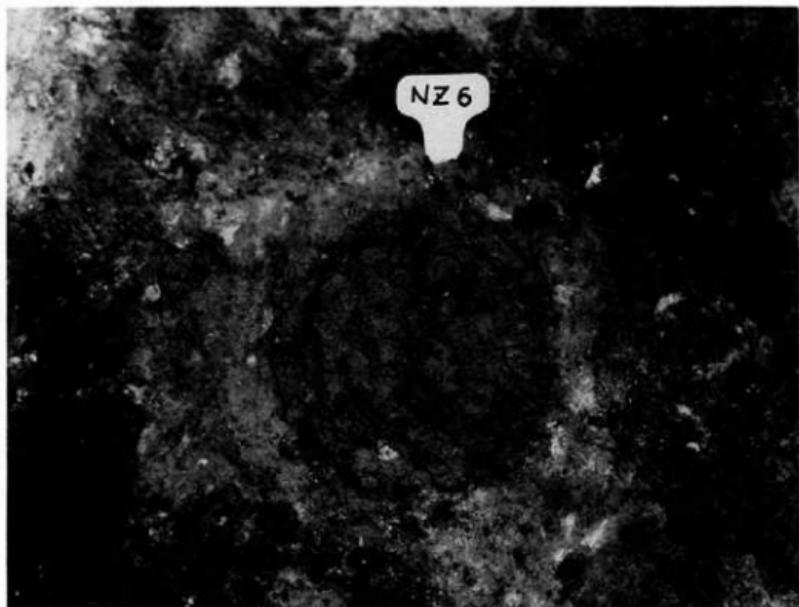
▲部 分



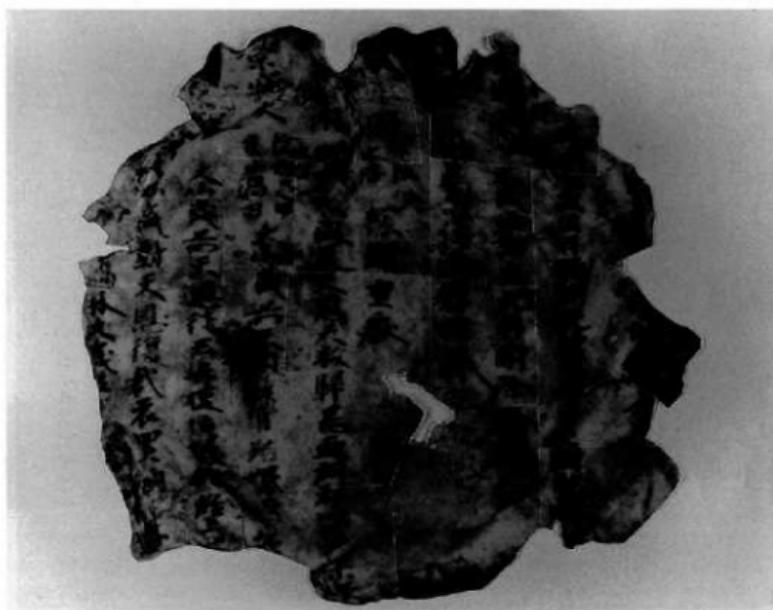
▲部 分



▲部 分

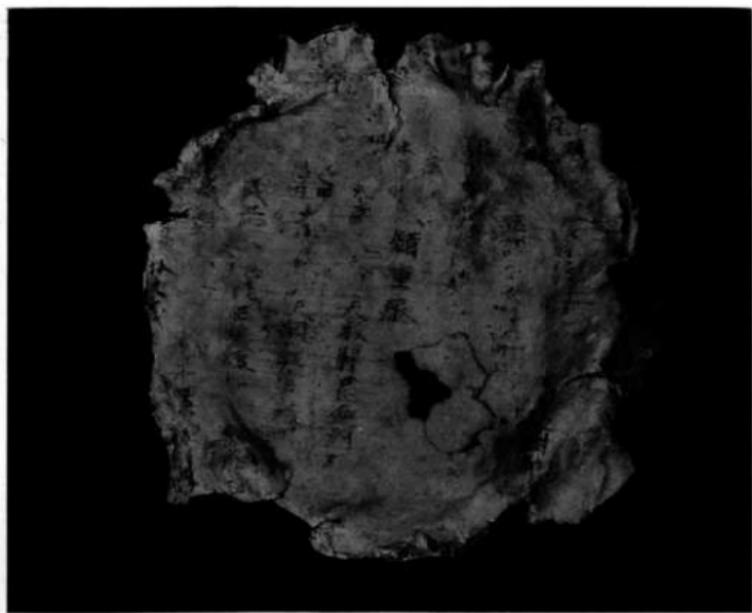


▲ 漆紙文書出土状況



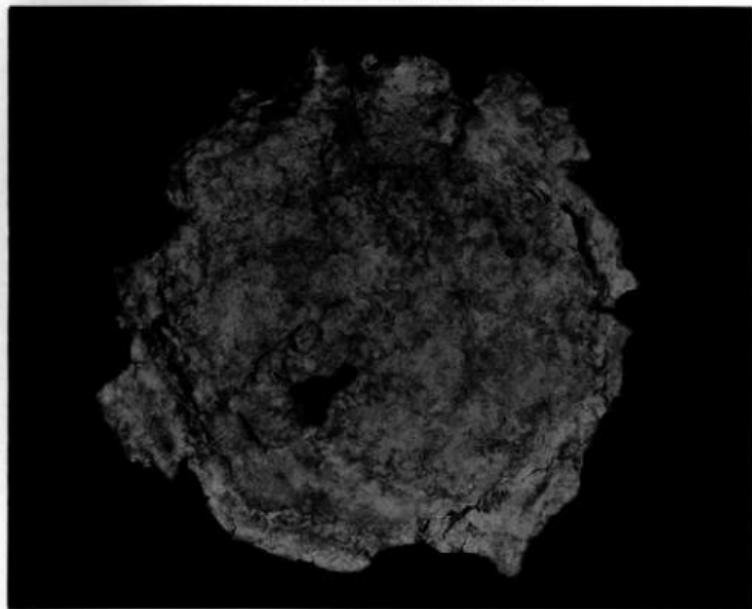
▲ 漆紙文書一具注欄〔全体〕

赤外線テレビ写真



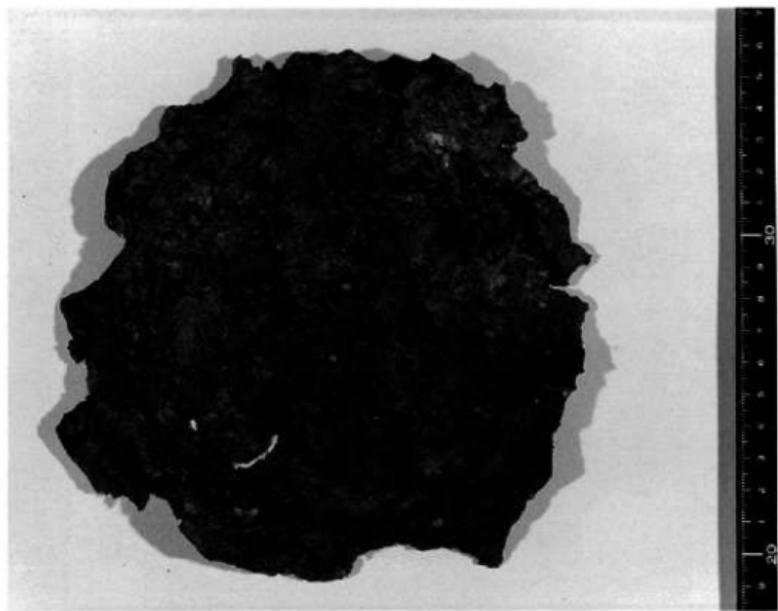
▲ 漆紙文書〔表〕

赤外線フィルム写真
(国立歴史民俗博物館 勝田 衛氏撮影)

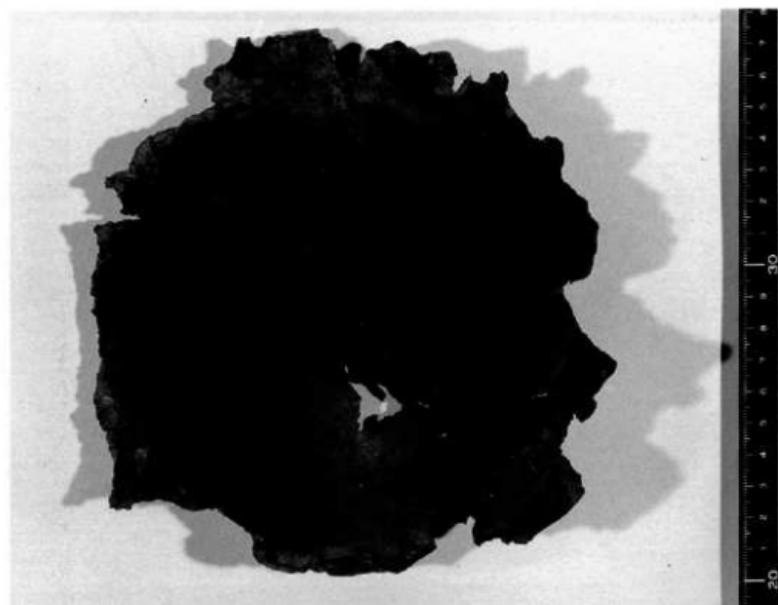


▲ 漆紙文書〔裏—漆付着面〕

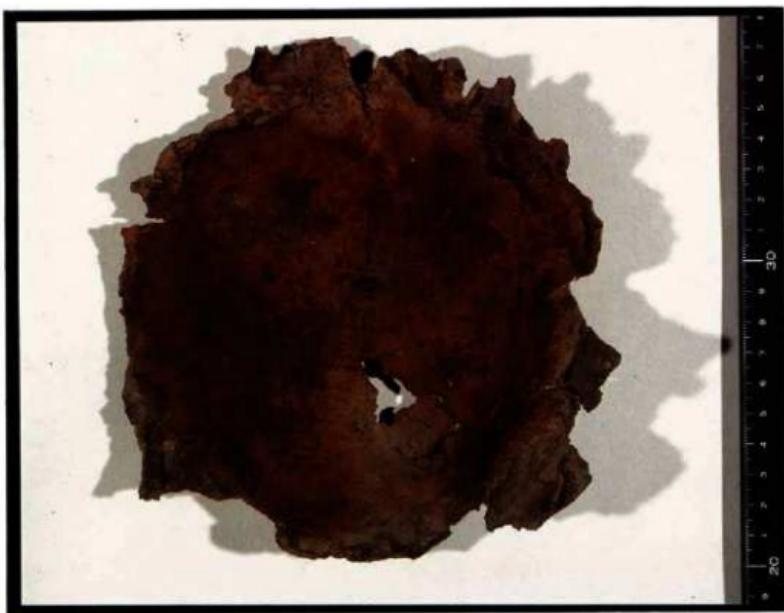
赤外線フィルム写真
(国立歴史民俗博物館 勝田 衛氏撮影)



▲ 漆紙文書〔裏－漆付着面〕



▲ 漆紙文書〔表〕



▲ 漆紙文書〔表〕



▲ 漆紙文書〔裏—漆付着面〕

写 真 図 版

参 考 文 献

平 川 南

V 胆沢城跡第四五次調査出土漆紙文書（一九八四）

〔水沢市教育委員会〕

平 川 南

秋田城跡第五四次調査地出土の漆紙文書

—（出羽国）大帳案』様文書—（一九九〇）

〔秋田市教育委員会〕

天祐元年(A. D. 781) 辛酉

大の月は 二月、

(平年) 年間日数 353日

大室元年(A.D. 701) 辛丑

大月日 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 (平年) 年間日数 354日

(晴)

1	乙卯	(癸卯の年)	正月	1	3	5	7	9	6	7	7	7	7
2	丁酉	(癸卯の年)	正月	2	4	6	8	10	7	9	7	9	7
3	己亥	(癸卯の年)	正月	3	5	7	9	11	8	10	8	10	8
4	辛丑	(癸卯の年)	正月	4	6	8	10	12	9	11	9	11	9
5	癸卯	(癸卯の年)	正月	5	7	9	11	13	10	12	10	12	10
6	甲辰	(癸卯の年)	正月	6	8	10	12	14	11	13	11	13	11
7	丙巳	(癸卯の年)	正月	7	9	11	13	15	12	14	12	14	12
8	戊午	(癸卯の年)	正月	8	10	12	14	16	13	15	13	15	13
9	庚未	(癸卯の年)	正月	9	11	13	15	17	14	16	14	16	14
10	壬申	(癸卯の年)	正月	10	12	14	16	18	15	17	15	17	15
11	甲戌	(癸卯の年)	正月	11	13	15	17	19	16	18	16	18	16
12	丙亥	(癸卯の年)	正月	12	14	16	18	20	17	19	17	19	17
13	戊子	(癸卯の年)	正月	13	15	17	19	21	18	20	18	20	18
14	庚寅	(癸卯の年)	正月	14	16	18	20	22	19	21	19	21	19
15	壬卯	(癸卯の年)	正月	15	17	19	21	23	20	22	20	22	20
16	甲辰	(癸卯の年)	正月	16	18	20	22	24	21	23	21	23	21
17	丙巳	(癸卯の年)	正月	17	19	21	23	25	22	24	22	24	22
18	戊午	(癸卯の年)	正月	18	20	22	24	26	23	25	23	25	23
19	庚未	(癸卯の年)	正月	19	21	23	25	27	24	26	24	26	24
20	壬申	(癸卯の年)	正月	20	22	24	26	28	25	27	25	27	25
21	甲戌	(癸卯の年)	正月	21	23	25	27	29	26	28	26	28	26
22	丙亥	(癸卯の年)	正月	22	24	26	28	30	27	29	27	29	27
23	戊子	(癸卯の年)	正月	23	25	27	29	31	28	30	28	30	28
24	庚寅	(癸卯の年)	正月	24	26	28	30	32	29	31	29	31	29
25	壬卯	(癸卯の年)	正月	25	27	29	31	33	30	32	30	32	30
26	甲辰	(癸卯の年)	正月	26	28	30	32	34	31	33	31	33	31
27	丙巳	(癸卯の年)	正月	27	29	31	33	35	32	34	32	34	32
28	戊午	(癸卯の年)	正月	28	30	32	34	36	33	35	33	35	33
29	庚未	(癸卯の年)	正月	29	31	33	35	37	34	36	34	36	34
30	壬申	(癸卯の年)	正月	30	32	34	36	38	35	37	35	37	35
31	甲戌	(癸卯の年)	正月	31	33	35	37	39	36	38	36	38	36
32	丙亥	(癸卯の年)	正月	32	34	36	38	40	37	39	37	39	37
33	戊子	(癸卯の年)	正月	33	35	37	39	41	38	40	38	40	38
34	庚寅	(癸卯の年)	正月	34	36	38	40	42	39	41	39	41	39
35	壬卯	(癸卯の年)	正月	35	37	39	41	43	40	42	40	42	40
36	甲辰	(癸卯の年)	正月	36	38	40	42	44	41	43	41	43	41
37	丙巳	(癸卯の年)	正月	37	39	41	43	45	42	44	42	44	42
38	戊午	(癸卯の年)	正月	38	40	42	44	46	43	45	43	45	43
39	庚未	(癸卯の年)	正月	39	41	43	45	47	44	46	44	46	44
40	壬申	(癸卯の年)	正月	40	42	44	46	48	45	47	45	47	45
41	甲戌	(癸卯の年)	正月	41	43	45	47	49	46	48	46	48	46
42	丙亥	(癸卯の年)	正月	42	44	46	48	50	47	49	47	49	47
43	戊子	(癸卯の年)	正月	43	45	47	49	51	48	50	48	50	48
44	庚寅	(癸卯の年)	正月	44	46	48	50	52	49	51	49	51	49
45	壬卯	(癸卯の年)	正月	45	47	49	51	53	50	52	50	52	50
46	甲辰	(癸卯の年)	正月	46	48	50	52	54	51	53	51	53	51
47	丙巳	(癸卯の年)	正月	47	49	51	53	55	52	54	52	54	52
48	戊午	(癸卯の年)	正月	48	50	52	54	56	53	55	53	55	53
49	庚未	(癸卯の年)	正月	49	51	53	55	57	54	56	54	56	54
50	壬申	(癸卯の年)	正月	50	52	54	56	58	55	57	55	57	55
51	甲戌	(癸卯の年)	正月	51	53	55	57	59	56	58	56	58	56
52	丙亥	(癸卯の年)	正月	52	54	56	58	60	57	59	57	59	57
53	戊子	(癸卯の年)	正月	53	55	57	59	61	58	60	58	60	58
54	庚寅	(癸卯の年)	正月	54	56	58	60	62	59	61	59	61	59
55	壬卯	(癸卯の年)	正月	55	57	59	61	63	60	62	60	62	60
56	甲辰	(癸卯の年)	正月	56	58	60	62	64	61	63	61	63	61
57	丙巳	(癸卯の年)	正月	57	59	61	63	65	62	64	62	64	62
58	戊午	(癸卯の年)	正月	58	60	62	64	66	63	65	63	65	63
59	庚未	(癸卯の年)	正月	59	61	63	65	67	64	66	64	66	64
60	壬申	(癸卯の年)	正月	60	62	64	66	68	65	67	65	67	65
61	甲戌	(癸卯の年)	正月	61	63	65	67	69	66	68	66	68	66
62	丙亥	(癸卯の年)	正月	62	64	66	68	70	67	69	67	69	67
63	戊子	(癸卯の年)	正月	63	65	67	69	71	68	70	68	70	68
64	庚寅	(癸卯の年)	正月	64	66	68	70	72	69	71	69	71	69
65	壬卯	(癸卯の年)	正月	65	67	69	71	73	70	72	70	72	70
66	甲辰	(癸卯の年)	正月	66	68	70	72	74	71	73	71	73	71
67	丙巳	(癸卯の年)	正月	67	69	71	73	75	72	74	72	74	72
68	戊午	(癸卯の年)	正月	68	70	72	74	76	73	75	73	75	73
69	庚未	(癸卯の年)	正月	69	71	73	75	77	74	76	74	76	74
70	壬申	(癸卯の年)	正月	70	72	74	76	78	75	77	75	77	75
71	甲戌	(癸卯の年)	正月	71	73	75	77	79	76	78	76	78	76
72	丙亥	(癸卯の年)	正月	72	74	76	78	80	77	79	77	79	77
73	戊子	(癸卯の年)	正月	73	75	77	79	81	78	80	78	80	78
74	庚寅	(癸卯の年)	正月	74	76	78	80	82	79	81	79	81	79
75	壬卯	(癸卯の年)	正月	75	77	79	81	83	80	82	80	82	80
76	甲辰	(癸卯の年)	正月	76	78	80	82	84	81	83	81	83	81
77	丙巳	(癸卯の年)	正月	77	79	81	83	85	82	84	82	84	82
78	戊午	(癸卯の年)	正月	78	80	82	84	86	83	85	83	85	83
79	庚未	(癸卯の年)	正月	79	81	83	85	87	84	86	84	86	84
80	壬申	(癸卯の年)	正月	80	82	84	86	88	85	87	85	87	85
81	甲戌	(癸卯の年)	正月	81	83	85	87	89	86	88	86	88	86
82	丙亥	(癸卯の年)	正月	82	84	86	88	90	87	89	87	89	87
83	戊子	(癸卯の年)	正月	83	85	87	89	91	88	90	88	90	88
84	庚寅	(癸卯の年)	正月	84	86	88	90	92	89	91	89	91	89
85	壬卯	(癸卯の年)	正月	85	87	89	91	93	90	92	90	92	90
86	甲辰	(癸卯の年)	正月	86	88	90	92	94	91	93	91	93	91
87	丙巳	(癸卯の年)	正月	87	89	91	93	95	92	94	92	94	92
88	戊午	(癸卯の年)	正月	88	90	92	94	96	93	95	93	95	93
89	庚未	(癸卯の年)	正月	89	91	93	95	97	94	96	94	96	94
90	壬申	(癸卯の年)	正月	90	92	94	96	98	95	97	95	97	95
91	甲戌	(癸卯の年)	正月	91	93	95	97	99	96	98	96	98	96
92	丙亥	(癸卯の年)	正月	92	94	96	98	100	97	99	97	99	97
93	戊子	(癸卯の年)	正月	93	95	97	99	101	98	100	98	100	98
94	庚寅	(癸卯の年)	正月	94	96	98	100	102	99	101	99	101	99
95	壬卯	(癸卯の年)	正月	95	97	99	101	103	100	102	100	102	100
96	甲辰	(癸卯の年)	正月	96	98	100	102	104	101	103	101	103	101
97	丙巳	(癸卯の年)	正月	97	99	101	103	105	102	104	102	104	102
98	戊午	(癸卯の年)	正月	98	100	102	104	106	103	105	103	105	103
99	庚未	(癸卯の年)	正月	99	101	103	105	107	104	106	104	106	104
100	壬申	(癸卯の年)	正月	100	102	104	106	108	105	107	105	107	105
101	甲戌	(癸卯の年)	正月	101	103	105	107	109	106	108	106	108	106
102	丙亥	(癸卯の年)	正月	102	104	106	108	110	107	109	107	109	107
103	戊子	(癸卯の年)	正月	103	105	107	109	111	108	109	108	109	108
104	庚寅	(癸卯の年)	正月	104	106	108	110	112	109	110	109	110	109
105	壬卯	(癸卯の年)	正月	105	107	109	111	113	110	111	110	111	110
106	甲辰	(癸卯の年)	正月	106	108	110	112	114	111	112	111	112	111
107	丙巳	(癸卯の年)	正月	107	109	111	113	115	112	113	112	113	112
108	戊午	(癸卯の年)	正月	108	110	112	114	116	113	114	113	114	113
109	庚未	(癸卯の年)	正月	109	111	113	115	117	114	115	114	115	114
110	壬申	(癸卯の年)	正月	110	112	114	116	118	115	116	115	116	115
111	甲戌	(癸卯の年)	正月	111	113	115	117	119	116	117	116	117	116
112	丙亥	(癸卯の年)	正月	112	114	116	118	120	117	118	117	118	117
113	戊子	(癸卯の年)	正月	113	115	117	119	121	118	119	118	119	118

十八日己未火破

鶩鳥

大歲位

十九日庚申木危

辟臨

大歲位月德祠祀壞垣破屋伐樹解除□

廿一日辛酉木成

沐浴

大歲位謝土祀并解除除服吉

廿二日癸亥水開

沐浴弦

大歲位漁獵種蒔吉

廿三日甲子金閏

水澤堅腹

大歲前天恩天赦帰忌血祠祀□□上梁

廿四日乙丑金建

沐浴澤

大小歲前

廿五日景寅火除

除足候小過內

大小歲前天恩拝官結婚

廿六日丁卯火滿

沐浴候小過內

大小歲前天恩往亡□□□□經絡

廿七日戊辰木平

大歲前小歲對天恩復裁衣買納

廿八日己巳木定

立春正月節東風解凍

候小過外大歲位□□

なお、七十二候は一氣を三候として、一候の長さは大体五日、六十四卦は各節を基に一か月五卦ずつで、大体六日に一卦となつておる、ともに前後一日のずれを考慮しなければならないが、参考までに示しておきたい。

延暦二三年曆の場合、

十九日庚申—辟臨（入節日より二三日目）

二二日癸亥—下弦

二三日甲子—水澤腹堅（入節日より二七日目）

二五日丙寅—候小過内（入節日より二八日目）

となり、ほぼ条件を満たしているので問題はないであらう。

以上から、本具注曆断簡は延暦二三年曆（大衍曆）の十二月のうち二八日（二四日は脱行）部分が遺存したものと判断することができる。延暦二三年曆とすれば、岩手県水沢市の胆沢城跡で一九八一年に発見された漆紙文書の表裏に書かれた延暦二二年・延暦二三年曆と同一年の曆の発見となる。胆沢城跡の延暦二三年曆は九月二十五日から十月の月初部分までの遺存であったので、本具注曆はちょうどその三ヶ月後に相当する。

最後に付記するならば、延暦二三年は東北地方においては、八世紀後半以来、約三十年間続いた律令国家と蝦夷との戦いが坂上田村麻呂の手によりようやく幕を閉じた直後にあたつてゐる。出羽国では国府が秋田城から山形県庄内地方所在と考えられる阿辺府に移された年もある。いわば、本具注曆の年代は、古代東北史的一大西期の年ともいえるのである。

①立春正月節が巳巳と考えられる。

②往「日は丁卯日にあたり、十二月の場合小寒十二月節から三十日目に記される。したがって小寒一二月節は戊戌にあたる。この二条件をつぎに検討してみたい。

①立春正月節が巳巳にあたる年は湯浅吉美編『日本暦日便覧』(汲古書院、一九八八年)を利用して検索するならば、八・九世紀を通じて次の四例のみである。

大宝二年暦（七〇二）——正月一日

神亀二年暦（七二五）——正月一四日

延暦二三年暦（八〇四）——二月二八日

天長五年暦（八二八）——正月一二日

このうち、正月一日は月初の表示がないことおよび正月一二日・一四日は遺存部が十二月であることからあたらない。

②小寒十二月節が戊戌にあたる年は、次の四例である。

大宝元年暦（七〇一）——十一月三〇日

天応元年暦（七八一）——十二月一四日

延暦二三年暦（八〇四）——十一月二七日

元慶八年暦（八八四）——十二月十二日

このうち、大宝元年暦は下弦癸亥日——十二月二十五日で不適当、小寒入節日が天応二年暦は十二月一四日、元慶八年暦は十一月一二日となることから対象外である。

したがって、①と②の両条件を満たすのは、延暦二三年暦（八〇四）のみである。

- (イ) 甲子・乙丑・丙寅・丁卯・戊辰
(ロ) 己卯・庚辰・辛巳・壬午・癸未
(ハ) 己酉・庚戌・辛亥・壬子・癸丑

本曆の天恩日はこのうちの(イ)に相当する。

「帰忌血」は「帰忌血忌」の意で、帰忌日も血忌日もともに十二月は子日にあたる。七行目に本来は「乙丑金建大小歲前天恩……」とあるべきであるが、完全に一行分脱落している。したがって七行目は一日とばして「景寅火除除足甲大小歲前天恩……」となっている。景は唐代の高祖の父（李炳）の諱を避けて丙の代わりに用いられたことにならない、我が国でも使用した例えは、名例津三十二疏「仮有、乙盜、二甲物」。景転盜之」のことである。一二直の「除」は中段の割書の位置に記載されている。「候小過内」は六十四卦の一つで、十二月節日から二十八日目頃に記される。「除足甲」は手甲は丑日、足甲は寅日を吉日とされているのにかなう。丁卯日の下段の曆注では「往亡」が年代判定の大きな決め手となる。往亡日は十二月の場合は十二月節から三十日目にあたる。本最終行は大歳の位置が他に比べて低い位置から書きはじめているのは、中段の記載が多いためであると考えられる。すなわち、節氣・七十二候、六十四卦すべて記載されていると判断することができる。「立春正月節」は二十四節気、「東風解凍」は七十二候、「候小過外」は六十四卦であり、ともに正月節日に記すこととされている。

五、暦の年代判定

判定の重要な手がかりは二つある。この場合、乙丑条を脱行と判断して、以下考察する。

古代における具注曆は、毎年中央の陰陽寮で作成され、中務省を経て諸司・諸国に配布された。しかし前曆の実態は諸国から難解らが都に上り、書写して持ち帰っていたと思われる。その國府に備え置かれた具注曆一本は、さらに同様に書写されて國府内の諸機関や国分寺そして郡家などにも補えられたのである。

四、暦の記載事項

暦の体裁は、上段が日付・干支・納音・十二直からなり、中段は二十四節氣と七十二候、下段は曆注が記載されている。まず、この具注暦は七十二候のうちの「水澤潤堅」、六十卦の「辟惡」「侯小過」の存在から十二月曆の下旬部分と判断できること。

一年の長さを二十四に等分し、この一つ一つにその時の季節の名をちなんで、これを二十四節氣といい、これをさらに分割して一氣を三候にする。いいかえれば、年の長さを七十二に等分して、これにその季節にふさわしい名称をつけて呼んだ。これを七十二候といっている。一候の長さは大体五日である。

また 次表を参照すれば 明らかなる如くにすへで十二月曆であることを裏付けている。

鳥居清経

歴日——癸亥 亥の日→十二月の暦

天敵日—甲子 各甲子にあたる

其注解は繰り返し書写され、し

とんど讀写が認められる。この点に注意しながら、まず日を追って検討してゆきたい。なお、本層は墨井外報を確認できないが、逆行はほぼ整っている。一方、横行は一般的に上・中・下段を意識してそれぞれの言葉を描いているが、この層は中段の記載事項が多い場合、下段にくいこみ、下段の記載を下げて記している点に注意する必要がある。

天	天	往	月	厭	九	月	忌	酉
倉	忌	亡	厭	対	九	厭	対	註
節	不	季	入	日	節	過	後	後
切	断	第	割	日	切	後	方	方
		切	るよ					
子亥	丁甲 卯子	春	丑	辰	未	丑	未	正月
子亥	戊乙 戌丑	夏	巳	午	酉	未	未	二月
午巳	丙寅 丙寅	秋	未	未	申	寅	寅	三月
卯寅	卯寅	冬	丑	未	未	未	未	四月
卯寅	壬巳卯	夏	甲	子	午	卯	寅	五月
午巳	卯庚未	甲午	午	子	午	卯	寅	六月
丑未	辛未	秋	未	未	未	未	未	七月
丑未	戊午未	冬	未	未	未	未	未	八月
午巳	壬午未	甲子	未	未	未	未	未	九月
酉申	癸酉未	冬	未	未	未	未	未	十月
酉申	癸未未	甲子	未	未	未	未	未	十一月
午巳	壬未未	未	未	未	未	未	未	十二月

二行目の「辟谷」は六十四卦の一つで、通常は十二月節から二三日目頃にある。沐浴の吉日は申・酉・亥・子日であるが、この暦では酉・亥・子の三日とも「沐浴」の記載がある。「下弦」は陰曆では毎月三二・二三日頃にある。癸亥は凶会日にあたる。駄日は十二月の場合、亥日があたるが、癸亥は符合する。六行目甲子爻の「大藏」は「大收藏」となるべきところである。天恩日は次の三ヶースである。

二、积文

× 賀疾大歲位□□壊垣破屋□□□□×

× 木危辟臨大歲位月德祠祀壊垣破屋伐樹解除□服

× 西木成沐浴大歲位謝土祀井解除除□吉

× 戊水收 大歲位漁獵種蒔吉

× 癸亥水開下弦陰錯重厭

水澤

甲子金門腹堅大歲位天恩天赦歸忌而祠祀上梁×

沐浴

× 景寅火除除足甲大歲前天恩拜官結婚娶○×

× 大小歲前天恩往亡○○○○經絡上×

冊授

× 大小歲對天恩復裁衣買納○×

× 過外大歲位○○×

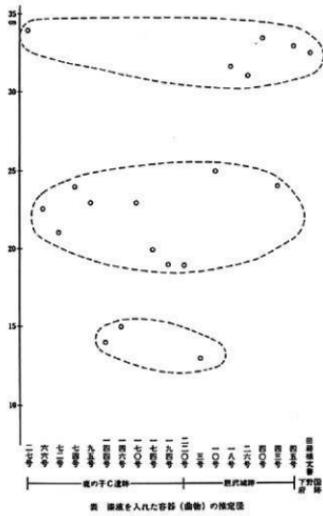
三、具注曆とその遺存例

この漆紙文書は、「具注曆」断簡である。具注曆とは曆面を上・中・下の三段に分けて曆日の下に日の吉凶・禍福などの曆注を具備した曆のことである。

現存する八・九世紀の具注曆は次のとおりである。

		年代	西曆	曆名	種別	
1	神龜元年	七十九		儀風曆		遺跡(所在地)
2	天平十九年	七四六		木簡		
3	天平二十二年	七四九		正倉院文書		
4	天平勝盛八年	七五六				
5	寶龜十一年	七八〇				
6	延曆九年	七九〇		大衍曆		持統六年(六九一)
7	延曆十二・三年	八〇三・八〇四		漆紙文書		元嘉曆
8	嘉祥元年	八四八		多智城跡(宮城県多賀城市)		天平寶字七年(七六三)
9	年代未詳	(延喜五年間)		麿の子(遷跡)(天理県飛石岡市)		天平寶字七年(七六三)
10	天平寶字九年	七五七		胆沢城跡(岩手県胆沢市)		天安二年(八五八)
11	天平宝字三年	七五九		鹿の子遺跡(区)(茨城県鹿嶼市)		天平寶字七年(七六三)
				武藏台遺跡(東京都府中市)		大衍曆
				秋田城跡(秋田県秋田市)		宣明曆

なお、紙背文書は確認できない。



〔拙著『漆紙文書の研究』総論第1章60頁より〕

一、形状

ほぼ円形を呈し、漆液を入れた曲物容器のふた紙の形が非常に良好に残されている。漆紙の最大径は約一八cmを測り、曲物の推定径は約一五cmを測られる。これまでの様紙文書をもとにした左図「漆液を入れた容器（曲物）の推定径」のうちの小型の部類に属する」とがわかる。

平川南

米沢市大浦B遺跡出土の漆紙文書について

米沢市埋蔵文化財調査報告書第29集

大浦

大浦B遺跡発掘調査概報

第1集

平成3年3月25日 印刷

平成3年3月30日 発行

発行 米沢市教育委員会

米沢市金池五丁目2-25

TEL (0238)22-5111(内線727・728)

印刷 羽陽印刷

米沢市中央三丁目9-22

TEL (0238)23-0467